

(総括表)

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
総	1 内部管理事務	(1-1) C-c (1-2) A-a	総合通信局内部の組織・職員に係る事務で、組織を管理していく上で必要不可欠な業務であり、地方移譲し分散させることは非効率である。 また、組織内部の情報管理の観点からも、分散することは著しい支障を生じるものである。 なお、地方移譲が生じる場合に、それに相応する内部管理事務は移譲するものとする。	・全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「国」 ・内部管理事務(地方移譲に係るもの)「地方移譲」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	2 無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等	A-b	総合通信局では、一般消費者から寄せられる電話などによる相談・問い合わせ等に対し、関係課へ直接入るもの以外に、全般相談として総合通信相談所という窓口において対応(総務部門の職員が他の業務と併行して実施)を行っている。相談・問い合わせ内容の多くは受信障害や無線局免許等の申請に係るものなど、電波監理に関するものが多く、特に高度な専門性が求められる内容に対して、迅速、効率的かつ的確に対処するためには、電波監理の専門部門において対応することが一般消費者の利益に合致すると考えられる。 一方、消費者にとっては、国民サービスに関する問い合わせ先が集約され、専門的な対応が可能な関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区域単位に存在することの利便性もある。このため、このような行政区域単位の横断的窓口が消費者のために設けられる場合に、問い合わせ窓口に係る事務を個々の地方自治体の発意に応じ、選択的に移譲することは可能。	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	3 電波利用料の徴収等	C-c	電波の適正な利用確保のため、総務大臣が行う電波の監視等に必要経費として徴収する電波利用料は、無線局免許等の日を基準として毎年度発生するものであり、「無線局の免許等」に付随した一体不可分の事務である。また、本事務は、事務量的にも限られた人数で実施しており、地方移譲によりかえって行政効率低下すると考えられる。 よって、引き続き総合通信局において実施することが適当である。	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	4 電気通信事業の登録・届出等	※	<p>電気通信事業の登録・届出等の事務は、次の理由から、国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査した上で対応したい。</p> <p>(1) 携帯電話・ブロードバンドなどに代表される電気通信サービスは、警察・消防等への緊急通報といった国民の生命・身体の安全性確保、電子商取引をはじめとした企業の経済活動の基盤となる重要な社会インフラとして、高い公共性を有するものであり、その業務に対する規律の適正な運用を確保することが必要である。</p> <p>当該規律の適正な運用に際しては、2015年頃を目途に全世帯でブロードバンド利用を実現する「光の道」構想（新成長戦略（2010年6月閣議決定）等）など、国が推進する電気通信行政全体との整合性確保が不可欠となる。</p> <p>(2) また、携帯電話の利用者は1億を超え、ブロードバンドの利用者は3000万を超える中で、事故・障害や違法・有害情報による被害等が発生した際は、国民生活や企業の経済活動に多大な支障を与えることになる。</p> <p>(3) このため、電気通信事業者には、サービスの安定的な提供や利用者保護等を図ることが求められているが、電気通信サービスは、各事業者のネットワークが相互につながり、全国的・国際的規模で提供されるものであり、県域等の概念にとらわれるものではないため、県域等をまたがる事業者が太宗（現に約8割の事業者は、全国をサービス区域）を占める中で、地域ごとに規律の運用が異なると、事業者に混乱が生じ、ひいては国民利用者の利益が損なわれるおそれがある。</p> <p>(4) また、事業者同士のネットワークが、全国的規模で物理的につながってサービスが提供される特性上、ある自治体で生じた事故・障害等であっても、その影響はその自治体にとどまらず、大規模化・広域化するおそれが高く、事故・障害等の被害者・被害場所と起因者・起因場所が別々の自治体となることが通例である。</p> <p>(5) このような電気通信事業の性格上、ある自治体のみで、緊急時の対応等を迅速かつ的確に行うことは困難であり、また県域等をまたがる事業者が太宗を占める実態に即した規律の運用を行うことが、国民生活や企業の経済活動の基盤としての電気通信サービスの安定的な提供につながると考えられることから、電気通信事業の登録・届出等の事務は、国として広域的・統一的な対応を一元的に行うことが必要である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
総	5	情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）	A-b	<p>地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。</p> <p>地方総合通信局では、これまでも地域における地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。</p> <p>しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、移譲することが可能と考えられる。</p> <p>なお、情報通信技術の産学官連携に関し、民間に対する助成事務は現在実施していない。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>
総	6	情報通信技術（ICT）に関する研究開発（民間に対する助成）	—	<p>地方総合通信局では、情報通信分野の技術開発を民間においても実施する上での、各種相談や様々な支援制度の周知・助言など、研究開発に関する支援は必要に応じ行っているが、現在、地域の企業・大学等の研究開発に対する助成は行っておらず、助成に関する事務は地方総合通信局では実施していない。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)	(説明)			
総	7	同上（国の委託研究）	A-b	<p>本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される独創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地域産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。</p> <p>委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確立するために必要な研究開発課題として選定される。その際、地方総合通信局においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的事務のみを実施している。</p> <p>なお、契約等にあたっての庶務的業務においては、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。</p> <p>こうした専門的知識を有する職員を配置されることを前提に、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	8	情報通信技術（ICT）に関するベンチャー支援（独立行政法人への推薦）	—	行政刷新会議の事業仕分けにおいて、情報通信分野のベンチャー企業支援については、平成21年7月に設立された(株)産業革新機構に助成事業を統合すべき等との理由から、「廃止」と評決されたことから、平成21年度末をもって廃止済。	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	9	同上（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における経営革新計画の承認等）	—	<p>経営革新計画の承認は、基本的に都道府県知事が実施しており、異なる都道府県に所在する複数の中小企業が共同で申請する場合に、国の出先機関が承認事務を行うことと法定されている。</p> <p>仮に国で行っている承認事務を現在想定される広域実施体制で行うとしても、その広域の実施体制の位置づけなどが現時点では不明確であり、現行制度の安定的実施の観点からも、都道府県による持続的な広域実施体制が構築されるまでは引き続き、出先機関（総合通信局等）で実施することが適当と考えられる。</p> <p>なお、本事務については、当該法律の主務官庁である経済産業省の結論に準じ対応するものとする。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	10 情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）	※	<p>①情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査及び②複数の市町村域・県域にまたがるICT利活用を推進するための、ICT導入の標準仕様策定に向けた支援の事務に係る助成事業は、いずれも本省の予算により実施しており、かつ①の事務に係る助成のうち情報通信基盤の整備は平成21年度予算に係る事業をもって廃止される。</p> <p>他方、知事会PTからは「情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」については、廃止・民営化すべきとの要望がなされており、その要望内容を具体的に精査する必要があるものの、出先機関が担っている事務を仕分けると次のとおりである。</p> <p>（総論）</p> <p>○ 『光の道』構想は、国において推進すべきものである（主要国においても、ブロードバンド整備とその利活用の促進は、国家レベルで推進）。</p> <p>○ また、広域におけるICT利活用標準仕様等の全国普及を図るに当たっては、活用可能な事業者のネットワークや電波事情等を熟知しつつ、ICTを通じた地域の課題解決の在り方とともに全国のICT利活用事例を把握している国が関与することが適当。</p> <p>（個別事務に関する補足）</p> <p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査</p> <p>本事務は、国が先進的ICTの導入・利活用に係る委託事業等を実施するにあたって、国と事業主体の間での委託契約を締結等する際の申請・提案書類等の窓口での受付や書類具備・金額計算の確認といった形式審査の事務であり、事務内容は定型的で、かつ事務量が微少である。</p> <p>また、本事務の内容は定型的なものであるが、形式審査のために必要な要綱を本省において策定しており、審査事務に当たる担当者は、要綱の内容を網羅的に把握しておくことが必要となる。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「廃止・民営化」		地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>したがって、当該事務への対応のために、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>② 複数の市町村域・県域にまたがるICT利活用を推進するための、ICT導入の標準仕様策定に向けた支援事務</p> <p>本事務は、国が効果的・効率的なICT利活用の普及拡大の観点から、複数の市町村域・県域にまたがった広域連携によるICT導入に係る標準仕様（有効性・安全性を含めた最適なICT関連機器・システムの導入手法等）を策定するにあたって必要となる、事業主体への効果検証・分析調査に係る基礎的データの収集事務、学識者、ICT関係事業者等幅広い主体からICT技術面・人材面での意見・アドバイス等を聴取する際の連絡事務である。</p> <p>事務内容は定型的で、かつ事務量が微少であるため、当該事務への対応のために、各地方それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>③ これまでの事業主体に対する会計検査院の实地検査対応</p> <p>本事務は、これまでの国の事業に係る会計検査の対応であり、場合によっては補助金の返還（行政処分）や委託金の減額にも及ぶ可能性もあることから、事業主体に対して、ICT機器・システムの調達方法、財産管理・処分方法など、補助金適正化法やこれまでの会計検査院の指摘事項などを踏まえた専門的なアドバイス・フォローが必要となる。</p> <p>また、先進的ICTの導入に係る事業が検査対象となる場合、会計検査院の質問も専門領域に及ぶことが考えられ、これに対応するためには、ICT専門家・事業者等と迅速かつ適切な情報共有・相談などを行える、ICT機器・システムの機能・特性を熟知した専門人材が不可欠である。</p> <p>以上のことから、当該会計検査に備えて、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p>			
総	11 公共情報サービスシステムに係る標準仕様の策定（民間に対する委託実験）	—	<p>本事務はすべて本省で実行しており、現在総合通信局等でやっている事務はない。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」</p>	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
総	12	情報通信に関する広報啓発・相談 (セミナー開催等) (対民間)	※	<p>民間向けの情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発については自治体を実施し、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関する広報啓発は国自らが実施する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>①一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的なICTを中心として、その導入が十分に進んでいない民間団体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報(支援策、優良事例等)の更なる周知・啓発(セミナー・シンポジウム等)の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>②国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス、放送コンテンツ制作の取引適正化に関する周知 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、国のICT戦略、電波・放送、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。 例えば、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」については、放送事業者を所管する総務省として、下請法等の法令に照らした取引適正化を図り、より透明で公正な製作取引の実現に向けてガイドラインを作成しているところであり、また、各地の放送事業者や番組制作事業者に対する調査等の協力や依頼を行うことがあるため、専門的な知識を有した総務省が行う必要がある。よって、本業務を自治体に移管することは困難であり、国で周知を行うことが適切。仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うことが適切。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「地方移管」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
総	13	同上（対地方自治体）	※	<p>自治体向けの情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが自治体に周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的なICTを中心として、その導入が十分に進んでいない地方自治体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報（支援策、優良事例等）の更なる周知・啓発（セミナー・シンポジウム等）の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。</p> <p>仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うことが適切。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「廃止・民営化」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
総	14	放送局の許認可等	C-c	<p>放送局が使用する電波は行政区画とは無関係に伝搬・拡散するという特性があり、他地域に設置された放送局と同じ周波数の電波の使用は当該利用地区の潜在電界の状況や無線設備の技術的条件によって、当該放送局間で混信が発生するおそれがある。</p> <p>このような電波特有の物理的性質も踏まえ、放送局の運用に支障が発生しないよう、放送局に指定する電波の周波数管理は、全国的視点で国が行っている。また、放送局の技術的条件を含め放送局間でその運用に支障が生じない免許となるよう、免許等許認可事務は、専門的な訓練を受け実務を経験した者が担い、総合通信局において判断が困難な場合は本省に指示を伺う等、法令面・技術面での審査を行っている。</p> <p>当該業務に携わる実務担当者は、放送局免許に係る許認可事務のみならず、本省や総合通信局内における他の無線局許認可部門や電波監視部門の経験を積んで能力を高め、関連法令に基づく適正な許認可事務の持続的な事務執行に備えている。</p> <p>NHKや東京キー局に代表されるように、複数の地方公共団体をまたぐ放送事業者もあり、そのような放送の実施形態や前述した許認可事務の人的資源育成の観点も踏まえ、放送局の許認可は、一の地方公共団体による許認可によらず、放送行政として総合的、一体的に取り組むことが重要である。</p> <p>仮に放送局許認可事務を地方公共団体に委譲し、地方公共団体間で相互に混信を発生させてしまうような免許とその運用が行われた場合、災害時等緊急時の放送に著しい支障を及ぼす懸念がある。</p> <p>以上の理由から、放送局の許認可等に係る事務については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」	-	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>
総	15	民放テレビ難視聴解消事業	-	本事業は、平成20年度で終了	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」	-	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
総	16	日本放送協会の監督	C-c	<p>日本放送協会は、「公共の福祉のために、あまねく全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする」法人であるので、自治体が当該法人の監督をしたのでは、その法人の設立目的を達成できない。</p> <p>また、協会の放送局に係る許認可、各種届出に係る事務を出先機関が行うことはあるが、これは協会に限らず全ての放送局に通じることであり、協会のみを特別に取り扱うことはできない。これらの事務は放送法等の規律の下、他の放送局と同様に取り扱う必要がある。</p> <p>以上の理由から、日本放送協会の監督は引き続き国（総合通信局）で一元的に行うことが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	17	放送大学学園の監督	C-c	<p>放送大学学園の放送局に係る許認可、各種届出に係る事務を出先機関が行うことはあるが、これは放送大学学園に限らず全ての放送局に通じることであり、放送大学学園のみを特別に取り扱うことはできない。これらの事務は放送法等の規律の下、他の放送局と同様に取り扱う必要がある。</p> <p>放送局の許認可事務は、専門的な訓練を受け実務を経験したものが、法令面・技術面で審査を行っており、一の地方公共団体による許認可によらず、放送行政として総合的、一体的に取り組むことが重要である。</p> <p>以上の理由から、仮に自治体間の広域的实施体制整備が行われても、当該体制に隣接する自治体との関係を鑑みた場合、上記と同様の支障が生じ、放送大学学園の監督に係る事務は引き続き国（総合通信局）で一元的に行うことが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	18 ケーブルテレビ等の許認可等	※	<p>ケーブルテレビ等に係る事務は、次の理由から国による一律の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査して対応したい。</p> <p>(1) 高い専門性の確保 ケーブルテレビは、現在、地上テレビと同様に重要な生活インフラとなっており、ブロードバンド通信サービスなども提供する総合メディアとなっており、その許認可に当たっては最新の通信・放送技術面での審査が必要となっているほか、他の放送事業者と同様、ケーブルテレビ事業者に課せられる施設・業務面の両方での規律の適正な運用を確保するため、高度かつ専門性の高い業務を担う人材を全国一律に確保する必要がある。</p> <p>(2) 放送政策としての整合性の確保 地上テレビ放送のデジタル化完全移行に向けた放送政策の一環として、ケーブルテレビが地上テレビ放送を補完、受信障害の解消を図るなど放送政策全体との整合性が不可欠となっている。</p> <p>また、ケーブルテレビ事業者は、他の放送事業者と同様、施設・業務面の両方で、規律の適正な運用を確保する必要があり、放送に関する規律の運用には、他の放送との整合性を確保しつつ、慎重に行う必要がある。</p> <p>加えて、近年、県域を越えて全国で事業展開をするケーブルテレビ事業者が多数おり、地域ごとに規律の運用が異なると、事業者に混乱が生じ、ひいては受信者の利益が損なわれる恐れがある。</p> <p>(3) 再送信同意問題を巡る紛争処理への対応 再送信同意を巡る地上放送事業者とケーブルテレビ事業者間の協議には、地元の関係者との連絡調整や、当事者間の協議を促す両事業者への適切な指導等が必要である。</p> <p>また、この問題解決には、東京キー局との調整や準司法の紛争処理手段なども必要となり、これらの対応には国による一元的な実施が不可欠である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
総	19 電波有効利用の促進（周波数の割当計画等の策定）	C-c 電波は行政区域とは無関係に伝搬するだけでなく、地理的条件（山、海、平地、建物等）にも大きく影響を受け、小規模無線局の審査といえども、電波の特性上、意図しないエリアへの伝搬は無視できず、混信源としての伝搬エリアは実用エリアをはるかに越えることもあるため、地方総合通信局での無線局の免許審査には全国的視点と地域的視点のいずれもが要求され、かつ、日進月歩の勢いにある電波利用技術に関する極めて専門的かつ高度な知識が必要となっている。 また、他の無線局との混信等を防ぐため、地方総合通信局では、無線局免許の判断基礎となる地域の周波数割当計画（割り当てることが可能である周波数の一覧）の策定や見直しを実施している。この計画は国際的な周波数分配の下、限られた周波数資源を最大限に活用できるよう地域的・全国的な周波数利用状況や将来的なニーズを踏まえて作成されるものであり「無線局の免許等」と一体不可分の事務である。また、法令に基づく適正な運用が求められ、国全体での電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要であることから、電波有効利用の促進（周波数の割当計画等の策定）に係る事務は、引き続き総合通信局において実施することが適当である。	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」	-	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	20 無線局の免許等	C-c	<p>電波は行政区域とは無関係に伝搬するだけでなく、地理的条件（山、海、平地、建物等）にも大きく影響を受け、小規模無線局の審査といえども、電波の特性上、意図しないエリアへの伝搬は無視できず、混信源としての伝搬エリアは実用エリアをはるかに越えることもあるため、地方総合通信局における無線局の免許審査には全国的視点と地域的視点のいずれもが要求され、かつ、日進月歩の勢いにある電波利用技術に関する極めて専門的かつ高度な知識が必要となっている。</p> <p>また、電波の特性から、他の無線局との混信等を防ぐため、電波法等に基づいて無線局が適正に運用される必要があり、免許に当たっては長距離通信を行う無線局や全国的・広域的に移動する無線局等との免許の調整が必要となるため、自治体間の広域的实施体制の組合せは無限になる。更に、災害時や国の安全保障に係る緊急時には、重要通信や非常通信を確保するための無線局に対し緊急に免許を付与することも必要である。</p> <p>このように、無線局の免許等は、法令に基づく適正な運用が求められ、国全体での電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要である。</p> <p>以上の理由から、無線局の免許等に係る事務については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
総	21 無線従事者の免許	C-c	<p>無線従事者は無線局の構成要素のひとつ（電波法第2条）とされ、無線従事者に係る事務は「無線局の免許等」と一体不可分の事務と位置付けられる。</p> <p>無線通信において、混信・妨害を発生させないよう留意しつつ必要な通信を確保するためには、無線通信の運用及び技術に関する専門的かつ高度な知識・技能が不可欠であり、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（RR）等に基づき、世界的にも政府の発給による無線従事者免許等によりこれを担保している。</p> <p>無線従事者の免許は、合格した国家試験の受験地、養成課程の実施場所及び講習を受講した場所の都道府県を管轄する総合通信局等に申請することとされており、総合通信局では、免許の付与に係る事務を実施している。本事務は、事務量的にも限られた人数で実施しており、地方移譲によりかえって行政効率低下すると考えられる。</p> <p>以上のことから、無線従事者の免許に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	22 電波監理（電波の監視、不法無線局の探査・処分、電波の発射状況調査等）	C-c	<p>電波は行政区域とは無関係に伝搬し、混信妨害・混信被害も行政区域に関係なく広範囲に発生する。この混信源の探査・特定は、電波の特性上、発射源を徐々に絞り込み、最終的には近傍において実測する以外に方法はなく、地方移譲した場合、一体的かつ効率的な探査に欠かさない自治体間の広域的实施体制の組合せは無限にあり、かつ、自治体間の対応の相違（対応の乱れ）は移動しながら発射される不法電波や間欠的に発射される不法電波の探査に著しい支障を生じさせる。加えて、重要無線通信妨害においては国民の生命・財産に重大な被害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、各地方総合通信局（全11局）の電波監視に関する管轄区域は、行政区域とは無関係に伝搬する電波の特性を踏まえ、電波の監視活動の円滑な対応のために「全国一円」とされており。（総務省組織令第138条第2項、総務省組織規則第272条・第300条）、電波監視システムの監視施設を使用した探査活動の実施、不法・違法無線局の告発・指導のほか、重要無線通信等に対する混信・妨害の特定・排除等、電波の監視に係る事務を行っている。</p> <p>電波の監理は、法令に基づく適正な運用が求められ、専門かつ高度な知識が必要であり、国全体での電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要である。</p> <p>以上のことから、電波の監理（電波の監視、不法無線局の探査・処分、電波の発射状況調査等）に係る事務は、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	23 高周波利用設備の許可・監督	C-c	<p>高周波利用設備（ワイヤレスカードシステム、工業用加熱設備、医療用設備等）が副次的に発射する電波は、行政区画とは無関係に伝搬し、無線局に対する妨害源となるため、他の無線局に影響を及ぼさないよう、原則として設置許可を受けるよう電波法で定められている。</p> <p>許可申請の審査は、技術基準への適合や申請に係る周波数使用による他の通信への影響などから判断しているが、設備から漏洩する電波が他の無線通信に妨害を与えるおそれがあるため、設備の設置場所については、その設置場所を管轄内とする地方総合通信局において現地調査等を実施し、把握・確認の上判断する必要がある。</p> <p>また、近年、当該設備の利用が拡大しており、設備許可申請の審査に係る事務量も増加しているが、電波の適正な管理の観点からは、国が定める電波法令及び技術基準に基づき許可に係る事務を行う必要があり、「無線局の免許等」を行う各総合通信局において一体的に実施することが必要かつ合理的である。</p> <p>なお、高周波設備の許可・監督に係る事務の実施にあたっては、技術面での適合を確認するなど一定の執行体制が不可欠となるが、現在でも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して行っているほか、当該設備がテレビや携帯電話、非常時の通信等、国民生活に密着し、生命、財産を守るために重要な役割を果たしている無線通信に与える影響の大きさを考慮すると、地方自治体の実施する業務としてはなじまないと考えられる。</p> <p>以上のことから、高周波設備の許可・監督に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日）</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	登録点検事業者の登録・監督	C-c	<p>登録点検事業者制度とは、無線局の落成検査、変更検査及び定期検査において、総務大臣の登録を受けた民間事業者（登録点検事業者）が行う無線局の点検の結果を活用するものである。</p> <p>登録点検事業者としての登録は、申請者側の利便を考慮する観点から、各総合通信局において実施されているが、登録点検事業者が行う点検結果が、無線局の免許等に直接反映されることから、登録時の審査事務だけでなく、点検事業者による電波法令違反に対する監督も併せて実施することが必要となっている。これらの審査や監督は、国が定める電波法令に基づき行われるものであり、かつ、全国各地に存在する各事業者に対して同等の管理・監督を行うためには、「無線局の免許等」を行う各総合通信局において一体的に実施することが必要かつ合理的である。</p> <p>また、この事務は無線局検査の一部をなすもので、「無線局の免許等」と一体的に行うことが合理的であって、事務量的にも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して実施しており、地方移譲によりかえって行政効率低下すると考えられる。</p> <p>よって、登録点検事業者の登録・監督に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	電波利用環境保護に関する周知広報	C-c	<p>放送、携帯電話や警察・消防・防災行政無線等のように、国民生活に密着し、生命、財産を守るために重要な役割を果たしている電波については、その正しい利用方法や電波法令に対する正しい理解醸成の取組のほか、法令違反を未然に防ぐためにも日頃の広報活動が重要となっている。</p> <p>このため、総務省では、様々なメディアを通じた普及啓発を全国規模で実施しているほか、全国各地で、かつ多様な世代・層に対し、電波利用秩序の維持や不法無線局に対する注意を喚起するため、地方総合通信局において、地域メディアを通じた普及啓発活動を実施している。</p> <p>なお、電波利用環境保護に係る周知広報の活動は、「無線局の免許等」及び「電波監理（電波の監視等）」を補完する事務であり、国が行う電波監視活動や電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要であり、一定の執行体制が不可欠となる一方、事務量的にも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して実施しており、地方移譲によりかえって行政効率率は低下すると考えられる。</p> <p>以上のことから、電波利用環境保護に関する周知広報に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
総	電波適正利用推進員活動の推進	C-c	<p>「電波適正利用推進員」は、総務省が行う電波監視活動とあいまって、地域社会の草の根から電波の適正利用を推進するため、各総合通信局長が委嘱する地域の民間ボランティアであり、電波の正しい利用の必要性について地域住民に理解を求める活動や、混信など利用者からの相談の受付、相談窓口の紹介などの活動を実施している。</p> <p>各総合通信局では、無線通信に関する一定の知識・経験、電波の適正な利用に係る活動への理解と関心、居住地区事情の精進度などの要件を勘案し、2年を超えない範囲で電波適正利用推進員を委嘱している。また、各総合通信局においては、推進員に対する研修等を通じた指導、活動への支援のほか、推進員としての規律の維持、活動の遂行に支障があった場合の対応なども必要となっている。</p> <p>電波適正利用推進員の活動は総務省の行う電波監視活動を補完するものであり、「電波監理（電波の監視等）」とは一体不可分で行われるべきものであることから、地域内の適切な人材への職務の委嘱や、研修等を通じた指導、活動への支援に係る事務は、推進員の活動範囲となる各総合通信局において実施することが適切である。</p> <p>なお、本事務は、国が行う電波監視活動との連携下で行われる必要があり、一定の執行体制が不可欠となる一方、事務量的にも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して実施しており、地方移譲によりかえって行政効率低下と考えられる。</p> <p>以上のことから、電波適正利用推進員活動の推進に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」	—	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
総	24	信書便事業の監督	※	<p>信書便事業に係る事務は、次の理由から国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査して対応したい。</p> <p>(1) 信書便事業は、一の都道府県区域を越えて事業を展開する者による引受物数が多く、全国的・広域的な情報流通ネットワーク（引受・区分・輸送・配達）を形成している。</p> <p>(2) 他事業者との協定等を通じていつでも柔軟に全国的・広域的な繋がりを有することが可能であることから、個別の都道府県が他県における事業状況をチェック（検査・監督）することは容易ではなく、遅配・誤配等の重大事故につながるおそれがあることから、全国的・広域的な監督体制が必要である。</p> <p>(3) 信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達の分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便ユニバーサルサービスと一体的に国が行うことが妥当である。</p> <p>(4) 各都道府県に事務権限を分散して移譲した場合、移譲される各県ごとの予想事務量は少なく、各県単位では行政効率が著しく非効率となってしまう。</p>	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」	—	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)</p> <p>『総合通信局組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>

